

重度訪問介護の現状

法律

障害者総合支援法第5条
第3項に規定

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

対象者

- ・重度の肢体不自由者
- ・重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者
で常時介護を要するもの

サービス内容

- ・介護（入浴・排せつ・食事）
- ・家事（調理・洗濯・掃除）
- ・相談・援助（生活全般）
などを総合的に援助する

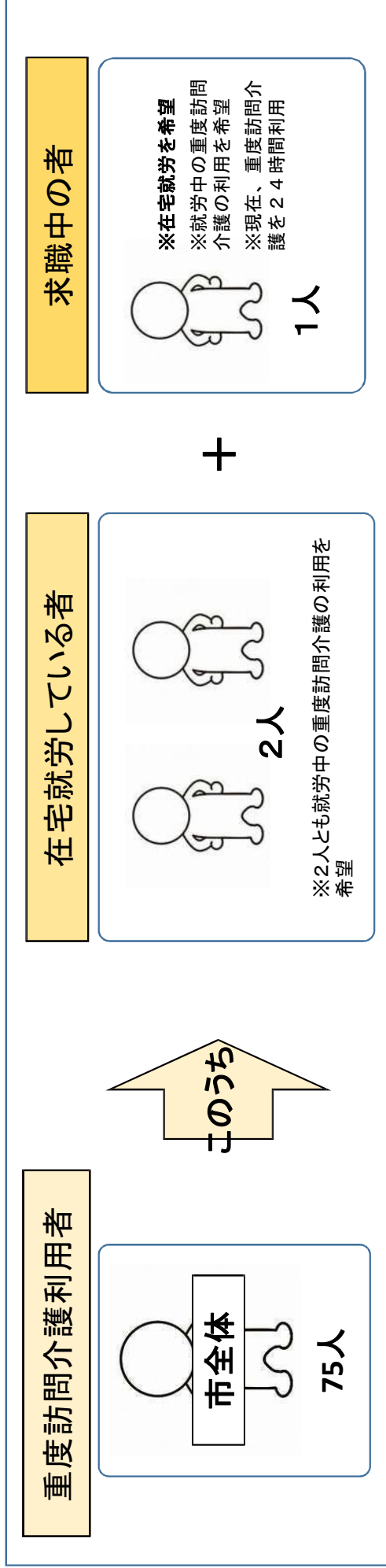
重度訪問介護では、就労中の支援は認められていない

※1 厚生労働省社会保障審議会障害者部会第67回（平成27年7月14日開催）の資料1-1において、「障害者等の移動の支援について「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」を除く」とされている。

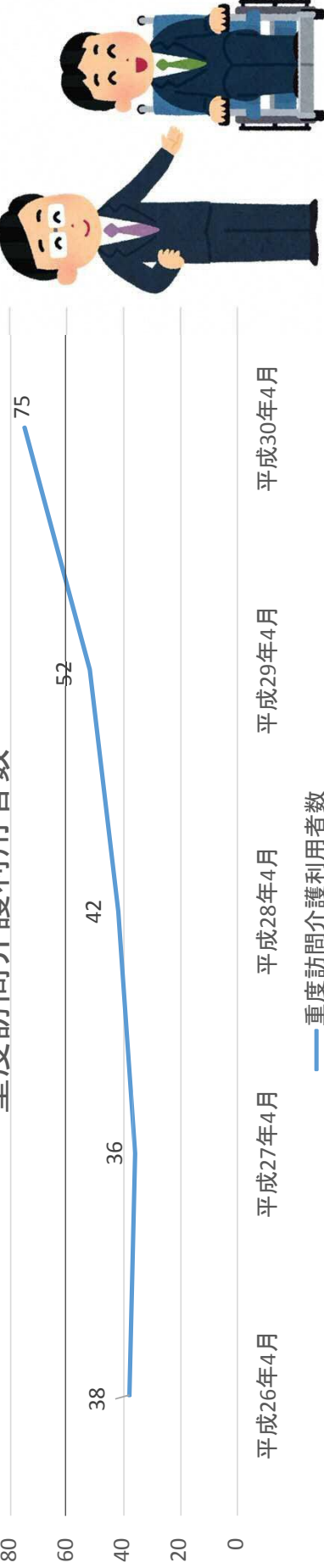
※2 平成29年7月21日付けで厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から「経済活動に係る支援については認められない」との回答あり。

さいたま市の重度障害者

平成30年4月1日現在の本市の状況（区役所調査による）



（人）
重度訪問介護利用者数



支障事例1 (Aさんの場合)

Aさん(20代女性)就労中

- ・ 診断名 先天性筋繊維型不均等症(筋力が低下する難病)
- ・ 障害状況 上肢2級下肢1級 身体障害者手帳1級
- ・ 身体状況 気管切開、喀痰吸引有、食事・トイレ・移乗・体位変換等 常時介護が必要
- ・ サービス利用状況 重度訪問介護(夜間)・居宅介護・移動支援
- ・ 就労状況 在宅でパソコンを使ったテレワーク(営業職の事務を代行)
就業時間9時～16時
会社とは携帯電話・PC等で業務連絡

支障事例2 (Bさんの場合)

Bさん(30代男性)求職中

- ・ 診断名 肢帯型筋ジストロフィー症(筋力が低下する難病)
- ・ 障害状況 上肢1級下肢1級 身体障害者手帳1級
- ・ 身体状況 24時間鼻マスク型人工呼吸器使用 喀痰吸引有
食事・トイレ・体位変換等常時介護が必要
- ・ サービス利用状況 重度訪問介護(24時間)
- ・ 就労状況 求職中 雇用条件等が合わず困難

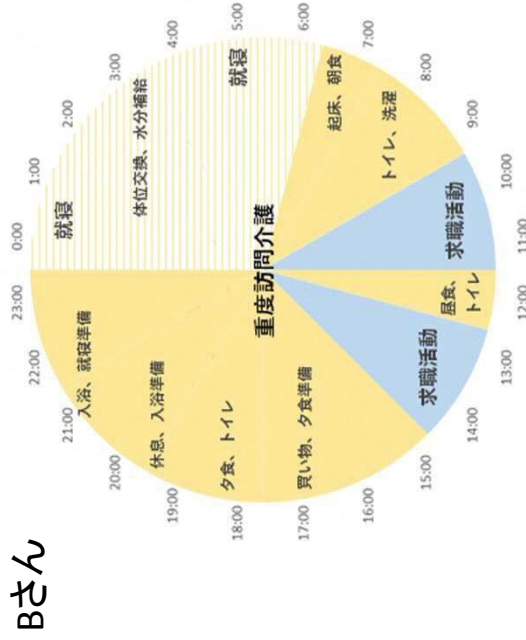
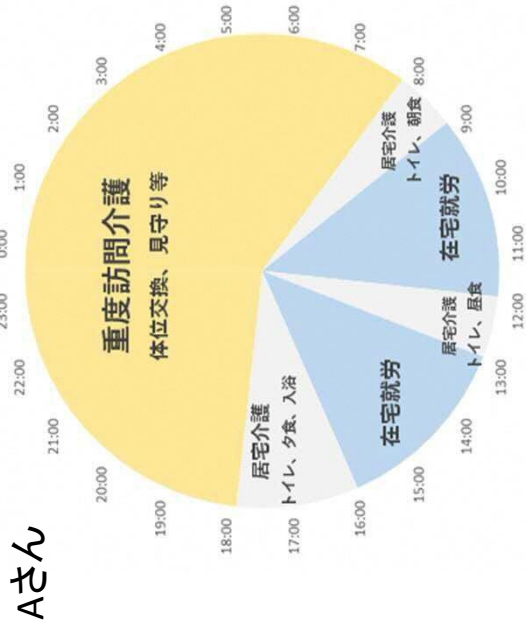
※平成30年3月から、テレワークの仕事をインターンとして体験中
(入院等で中断有)



※就労する場合には、介助者は本人が確保して欲しいと企業側から提示あり。

支障事例1・2

支障事例1・2 1日のスケジュールとサービス支給量(月)



支給量

- ・重度訪問介護 12時間/日 × 31日 = 372時間/月
- ・居宅介護(身体介護) 1日 3~4時間(朝、昼、夕) 168.5時間/月
- ・体調不良時を加算 84.5時間/月
- ・居宅介護(家事援助) 1日 2~3時間 84.5時間/月
- ・居宅介護(通院介助) 36時間/月
- ・移動支援 60時間/月

支給量

- ・重度訪問介護 24時間 × 31日 = 744時間/月

Aさん、Bさんの課題

- ・体幹が弱いので体のバランスを崩したときに介助者がいないと困る。(Aさん、Bさん)
- ・介助者がいない時間帯は、トイレを我慢することもある。(Aさん)
- ・病状が進行しているため、体力があるうちに働きたい。(Aさん、Bさん)
- ・貯金を切り崩しながらの生活のため、経済面での不安がある。(Bさん)
- ・ヘルパーの確保を前提での求人のため、雇用条件が合わない。(Bさん)

重度訪問介護が利用できると

- 就労時間中も支援を受けて安心して仕事ができる
- 就労による収入が見込め、生活が安定する
- 求人の幅が広がり、就職しやすくなる



障害者介助等助成金制度

障害者雇用納付金制度に基づく助成金

(障害者を雇用する事業主が職場介助者を配置等した場合に費用の一部を助成する制度)

【障害者介助等助成金】(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

【対象】:事業主(国等除く、特例子会社も可)

【支給要件】:週20時間以上勤務、重度障害者、等 職場介助者を配置等した場合

【助成額】:職員配置の場合 月15万円 委嘱の場合 1回1万円 費用の3/4 認定年150万円まで
定日から10年間(最長15年間)支給

制度はあるものの...

H28年度実績(全国)

職場介助者の委嘱の場合

・ 認定4件 支給62件

(半年毎の請求のため、利用者は30人程度?)

利用者少ない!!
活用されていない!!

重度障害者を取り巻く課題

○社会の障害者への理解の浸透

- ・障害者権利条約の批准、ノーマライゼーションの理念の浸透、東京パラリンピックの開催、法定雇用率の引き上げ など… ⇒ 障害者の社会参加が拡がり・障害者への理解が浸透している

○常時介護を要する重度障害者が抱える不安

- ・病状の進行・身体機能の低下 ⇒ 定期・継続的あるいは長時間の就労が困難である、求人条件が合わず就労機会が少ない、将来の経済的な不安

○現行制度の課題

- ・「重度訪問介護」 ⇒ 経済活動中の支援ができない
- ・「障害者介助等助成金」 ⇒ 週20時間以上の労働時間、制度の周知度低い → 利用が進まない
事業主に1/4以上の費用負担がある → 経費増のために採用しづらい

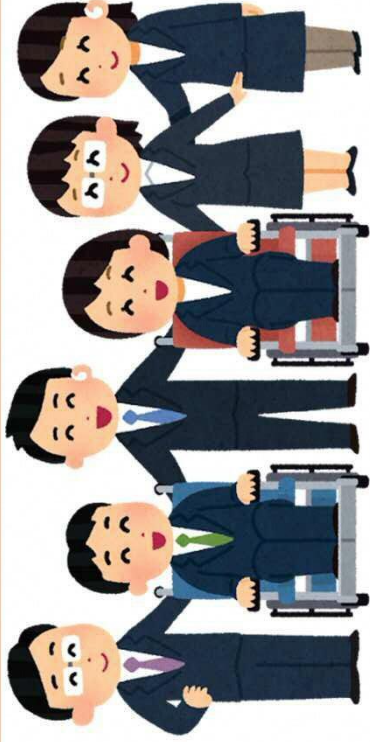
重度障害者の就労機会はなかなか広がらない

提 案

常時介護の必要な重度障害者が、在宅勤務中に重度訪問介護を利用できる制度とするよう提案します。

支援体制の拡充

重度障害者の就労機会増



提案が実現した場合の効果

- ・重度訪問介護の訪問先に係る制限を緩和することにより、重度障害者の就労機会を促進し、障害者全体の就労機会の拡大につながる。
- ・就労での収入を得ることで、経済面での「自立」も可能となる。

一億総活躍社会の実現へ

- ・障害者の働く環境を整えることで障害者の社会参加が進み、障害のあるなしにかかわらず、誰もが住みやすい社会基盤の整備や地域づくりへの取り組みが加速する。

地域で誰もが共に暮らすことのできる社会の実現

地方創生の実現へ